

特殊健康診断 | じん肺健康診断

実施すべき時期

じん肺法施行規則で定められた23種類の粉塵作業(粉塵障害防止規則、附則の別表に掲げる)いずれかに常時従事し、または従事したことのある労働者に対しては、以下の時期に健康診断を行わなければなりません。(1. 就業時 2. 定期 3. 定期外 4. 離職時)

じん肺健康診断は3年以内ごとに1回実施します。それに対し、例外もあります。

じん肺健康診断の結果、管理区分が「2」もしくは「3」となった受診者(有所見者)には、「肺がんに関する検査」を行うことになっています。じん肺健康診断の実施に関する詳細につきましては、「じん肺診査ハンドブック」などを参照してください。

定期外のじん肺健康診断

じん肺健康診断の管理区分が「2」または「3」である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断の際に、合併症の検査の一つとして「肺がん検査」を行うことになっています。このうち、じん肺管理区分が「2」で現在粉塵作業以外の作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般の定期健康診断に加えて、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うこととされています。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づく、じん肺管理区分の手続きを取る必要はありません。

肺がんに関する検査の時期

対象者	じん肺管理区分	健診の時期
新たに常時粉塵作業に従事する者	管理2 管理3	1年以内ごとに1回
常時、粉塵作業に従事したことがあり、現在粉塵作業以外の作業に常時従事する者	管理2 管理3	1年以内ごとに1回

実施する項目

1. 粉塵作業についての職務歴の調査
2. 胸部X線検査（直接撮影による全域撮影）

胸部X線検査において、じん肺の所見が認められる者に行う検査

・胸部に関する臨床検査

- ①既往歴の調査
- ②胸部の自覚症状、および他覚症状の有無の検査

・肺機能検査

一次検査・・・スパイロメトリー、およびフローボリューム曲線による検査

二次検査・・・動脈血のガス分析検査

・その他に結核、および肺結核以外の合併症の疑いがある者については、医師が必要と認めた項目について検査を行う場合があります。

※二次検査は所定の要件を満たす場合のみ実施致します。

料金

健康診断項目	健康診断内容	料金(税込)
じん肺健康診断	胸部X線検査、医師の診察	¥3,300
	肺機能検査	¥2,200
	喀痰細胞診検査	¥1,320
	胸部CT検査	¥11,000